

|                                       |           |     |     |     |     |   |
|---------------------------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|---|
| 受 付                                   | 年 月 日 第 号 |     |     |     | 個 数 | 個 |
| 総務管理室長                                | 主 幹       | 参 事 | 主 査 | 室 員 | 手数料 | 円 |
|                                       |           |     |     |     | 加算額 | 円 |
|                                       |           |     |     |     | 合 計 | 円 |
| 貼付した収入証紙の額 円 (※加算額に相当する分は加算額欄に貼付すること) |           |     |     |     |     |   |

## 基 準 器 検 査 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
氏名

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので申請します。

- 1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力

| 種 類 | 型式又は能力 | 器物番号 | 備 考 |
|-----|--------|------|-----|
|     |        |      |     |

- 2 基準器検査を受ける計量器の数量 個

- 3 1個当たりの手数料及び手数料の合計

- 4 基準器を用いる計量器の検査

- 5 基準器検査を受けようとする場所

- 6 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者

住所  
氏名

- 7 代理人

住所  
氏名

- 8 その他

根拠条例抜粋（熊本県手数料条例および熊本県収入証紙条例による）

○熊本県手数料条例

（手数料の徴収）

第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(609) 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査(特定市町村の長が計量法の規定に基づき検査に用いる計量器について基準器検査を受けるものを除く。) 基準器検査手数料 別表第24の左欄に掲げる基準器1個につき同表の右欄に掲げる額。ただし、産業技術センター以外の場所で行う場合にあっては、熊本県職員等の旅費に関する条例の規定により算出した職員の出張旅費に相当する額及び検査等用具の運搬に必要な実費に相当する額(申請者等が当該検査用具の運搬を自ら負担した場合は除く。)を加算した額

（手数料の納付）

第3条 手数料は、次表第1欄に掲げる区分に応じて第2欄に掲げる者が第3欄に定める時期に納めなければならない。

| 区分      | 納付者  | 納付時期                     |
|---------|--|--------------------------|
| その他の手数料 | 許可等の申請、受験、受講等の申込み、閲覧又は証明書若しくは謄本の交付の請求等をしようとする者 | <u>申請、申込み又は請求等をするとき。</u> |

（手数料の不還付）

第5条 既納の手数料は、還付しない。

○熊本県収入証紙条例

（証紙による収入の方法により徴収する歳入）

第2条 別表第1に掲げる地方税、使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

加算額欄

貼付した収入証紙の額 円（加算額に相当する分）

|            |              |
|------------|--------------|
| 貼付した収入証紙の額 | 円（加算額に相当する分） |
|------------|--------------|